農地法第４条申請をされる方へ

（一般的な転用の場合）

農地転用許可申請を行う際に、現地の状況や農業振興計画地・農地区分の調査等が必要となるため、審査に時間を要する場合があります。ご連絡先をお伺いし、農地転用について担当からご説明させていただく場合がありますのでご了承ください。

杵築市農業委員会事務局

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　0978－64－0711

**農地法第４条申請に係る添付書類一覧　（一般的な転用の場合）**

杵築市農業委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類番号 | 添付書類 | 書類の確認内容 | 備　　　考（発行先等） |
| ① | 委任状 | 申請者の行為能力等に関するもの | ・申請者の代理人として行政書士等が申請手続きを行う場合。 |
| ② | 住民票 | 〃 | ・申請者の現住所が市外の場合、または土地の全部事項証明書に記載されている住所と現住所が異なる場合。【※別紙補足－１】 |
| ③ | 法人の定款若しくは寄付行為の写し（原本証明）又は法人の登記事項証明書 | 〃 | ・法人格のない団体がその代表者名で申請する場合は、代表者として選出された経過が分かる書面（例：集落総会議事録等） |
| ④ | 土地の全部事項証明書 | 申請地の状況等に関するもの | ・法務局にて取得してください（申請日（受理時）に法務局で３ヶ月以内に証明されたもの）。※申請地一筆ごと |
| ⑤ | 位置図 | 申請に係る土地の位置及び農地区分の判断に関するもの | ・近隣の庁舎からの位置、方位、直線距離を明示すること（１万分の１～５万分の１程度）。 |
| ⑥ | 付近見取図 | 〃 | ・申請地が把握できるもの（住宅地図等（申請地明記））。 |
| ⑦ | 字図の写し | 〃 | ・申請地周辺の地番、地目、地積土地所有者等を記載のこと。・事業区分がわかるように申請地を色枠等で表示。 |
| ⑧ | 土地利用計画書（配置図・設計図） | 事業計画に関するもの | 【※別紙補足－２】 |
| ⑨ | 見積書 | 資金計画に関するもの | ・転用行為に係る費用の見積書（土地代・造成・建築・外構・排水等の転用に係る費用全て）。 |
| ⑩ | 資金証明書 | 資力証明に関するもの | ・費用全てを上回る資力があることの証明。【※別紙補足－３】 |
| ⑪ | 農振法適用除外証明 | 杵築市農業振興地域整備計画によりの用地区域に指定されているかどうかの確認 | ・転用申請を行う前に、事前に農業振興地域からの除外申請が必要となります。・本庁舎１階農林水産課にて除外確認ができた場合は提出不要 |
| 書類番号 | 添付書類 | 書類の確認内容 | 備　　　考（発行先等） |
| ⑫ | 土地改良区意見書 | 農業上の利用調整に関するもの | ・申請地が土地改良区の区域内にある場合は意見書が必要。【※別紙補足－４】 |
| ⑬ | 同意書・承諾書 | 農業上の利用調整に関するもの | 【※別紙補足－５】 |
| ⑭ | 代替地の検討資料 | 他の候補地一覧表（ゼンリン地図等） | ・申請地以外の土地を検討した資料（同一市町村内で申請地と同等の面積が望ましい）。※立地条件等により不要となる場合があります。 |
| ⑮ | 現況写真 | 申請地の現況 | ・申請地全体の現況が把握できるもの（２～３枚程度）。 |
| ⑯ | 始末書 | 無断転用等の追認事案に関するもの | ・申請地にすでに建築物があるすでに造成している等の場合（申請前にご相談ください）。 |
| ⑰ | その他関係書類（他法令の許認可申請書の写しまたは他法令の申請状況を説明した書面） | 土地の利用や開発行為等に関する他法令の手続きに関するもの | ・開発許可、建築確認、杵築市景観条例、杵築市土砂等のたい積行為の規制に関する条例、杵築市法定外公共物管理条例（用途廃止）、道路占用、森林法による立木の伐採、杵築市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導等の他法令の許認可または届出が必要な場合。 |

**この一覧は、お知らせなく変更する場合があります。転用の用途、案件により不要となる書類**

**が発生することがあります。また、必要に応じて参考となる書類を求める場合があります。**

・申請書の受付締め切り：**毎月１５日（土、日、祝日の場合はその前日（平日））**

（※書類審査には時間を要するため、事前にご相談ください。また、添付書類に支障がある場合は受理できない場合があります。）

・受付締め切り後の翌日（平日）から地域担当農業委員、推進委員による現地調査を行います。詳細については後日連絡します。**原則、現地立会をお願いします。**

・申請については**正本１部をご準備ください。**

・相続登記が済んでいない場合は、**事前（申請前）に相続登記を行ってください。**

（※基本的には土地所有者（ご存命の方）からの申請受付となります。）

・**農業者年金（経営移譲年金）を受給されている方**は、農地転用により受給額に影響することがありますので、**事前にご相談ください。**

**（別紙）　補足一覧**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類番号 | 補足番号 | 補足書類名 | 補　　　　足 |
| ② | 補足－１ | (1)住民票又は戸籍の附票抄本 | ・市外在住者又は全部事項証明書に記載されている住所が登記名義人の現住所と異なる場合は住民票又は戸籍の附票の添付が必要 |
| ⑧ | 補足－２ | (1)申請事由書（理由）(2)土地利用計画図・配置図(3)工程表 | 1. 転用計画の詳細を記載
2. 一般住宅、資材置場、倉庫の場合（主に）

・建物又は施設等を建設する場合は、面積、位置図を表す図面・建築物の設計図（縮尺記載の平面図、立面図、（縦断面図））・排水計画（給排水計画図）接続予定の排水先の財産管理者と協議が必要雨水・生活雑排水（排水の流れを明記（矢印等））(3)工期が１年を超える場合は必要 |
| ⑩ | 補足－３ | (1)金融機関の残高証明書(2)融資可能額証明書(3)預貯金通帳の写し(4)web口座の残高がわかる書面 | (1)金融機関の残高証明書の場合証明書の発行日が転用許可申請日から３０日前の日以降のもの。複数の金融機関の証明書を添付する場合は、証明日が同一日のもの(2)金融機関の融資証明書の場合申請日時点において、証明書の有効期限の日を経過していないもの(2)金融機関以外の融資証明書の場合証明書の発行日が転用許可申請日から３０日前の日以降のもの(3)預貯金通帳の表紙及び最終ページの写し（最終記載事項の年月日が転用許可申請日から３０日前の日以降のもの）(4)金融機関面、口座番号、口座名義人、口座残高、口座残高の日付が確認できるもの（高解像度で内容が確認できるものに限る） |
| ⑫ | 補足－４ | (1)土地改良区意見書 | ・土地改良区の区域内かどうかの確認が必要（※本庁舎１階 土地改良区にて） |
| ⑬ | 補足－５ | (1)同意書・承諾書 | ・近傍農地（田、畑）の所有者からの同意書・取水、排水に係る水利権者及び漁業権者の同意、その他各種権利を有する者がいる場合 |